

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の社会保障経費充当内訳書 （令和3年度決算分）

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度南関町一般会計決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）に係る社会保障施策に要する経費への充当内訳を報告します。

1. 市町村交付金（社会保障財源化分） 123,654千円

2. 社会保障施策に要する経費

単位：千円

事業名	決算額	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国・県 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉事業	711,161	434,224	0	1,570	39,362	236,005
高齢者福祉事業	554,902	62,037	0	22,384	67,253	403,228
児童福祉事業	637,055	490,299	5,000	22,555	17,039	102,162
合 計	1,903,118	986,560	5,000	46,509	123,654	741,395